

学校教育におけるケア学習プログラムの視点 ——イギリスにおけるヤングケアラー支援及び日本における ケア教育研究の動向をふまえて——

齋藤 美重子*

Care Education Program in School Education
Social Support of Young Carers in the UK and Care Education Studies in Japan

Mieko SAITO

要 旨

本研究は文献資料によりヤングケアラー概念を整理するとともにケア教育の課題を探り、支援の一助として学校におけるケア学習プログラムに示唆を得ようとするものである。

その結果、ヤングケアラー概念は一様ではないことが明らかになった。また日本におけるケア教育関連研究では看護学・医学・福祉学におけるケアを行う専門職に対する教育がほとんどで、学校教育におけるケアリング教育研究は2.3%に過ぎなかった。今後少子超高齢社会に伴うヤングケアラー増加を鑑みて、学校教育における対話的・協働的ケア学習の必要性が示唆され、通常学級における今後のケア学習では、次の6つの視点が挙げられた。様々な教育的ニーズのある子どもに対して個に応じつつ、多様な社会的背景をもつすべての人がヴァルネラブルな当事者であるという前提のもと、①ケアシケアされることが人間の営みであるという視点、②ライツベースアプローチの視点、③生きることを考える視点、④自分自身の多様性を認識し多様性を語り合い聞き合い認め合う視点、⑤ケアの多義性を考える視点、⑥ケアの倫理、徳の倫理、未来倫理、正義の倫理を編んでセーフティネットにする視点が示唆された。

キーワード：ヤングケアラー、学校教育、ケア教育、学習プログラム、教育的ニーズ

1 緒言

日本では近年ヤングケアラーがマスコミで取り上げられている（2020.6.23～6.27 毎日新聞、2020.10.5・2021.4.12 朝日新聞、etc.）。家族や高齢者、他人への気づかみや世話は悪いことではない、むしろ共感性や思いやりが高まると評価されるべきものである。しかしそのケアが過

*准教授 家庭科教育・生活経営学

度に負担のかかるものであった場合には、子ども自身のための時間がなくなり、学業に支障をきたす、友人をつくり交流することができない、孤立する等、心身の発達に影響を及ぼす(NHS, 2018)。また将来の選択肢が阻まれることも懸念される。

厚生労働省・文部科学省が行ったヤングケアラーに対する全国実態調査結果(三菱UFリサーチ&コンサルティング, 2021)により、ヤングケアラーが社会的存在として表れはじめた。教育現場での支援としてスクールソーシャルワーカーの配置、相談窓口等が挙げられているが、ケアラー支援のために学校教育の中でケア学習をいかにしていくべきかについては明らかにされていない。そもそもヤングケアラーの定義についての国際的な統一見解はないといわれる(三菱UFリサーチ&コンサルティング, 2019)。

そこで「ヤングケアラー」という語の発祥であるイギリスにおける社会保障政策をたどり、ヤングケアラー概念と日本におけるケア教育研究の現状と課題を整理して、日本におけるヤングケアラーに対する支援の一助として、学校教育におけるケア学習の視点を検討したい。

2 研究方法

第一に、文献研究により世界で最初にケアラー法を誕生させたイギリスにおけるケアに関する政策の変遷をたどり、ヤングケアラーがどのように構築され現状に至るのかを探った。また日本におけるヤングケアラーの動向を整理し課題を検討した。

第二に、日本におけるケアに関する教育の研究動向を探るため、国立情報学研究所の学術情報データベースであるサイニー(CiNii)に掲載されている「ケア教育」「ケアリング教育」「ケア学習」のキーワードをもつ文献を収集し分析した(検索日2021年8月9日)。分析方法は、計量テキスト分析ソフトKH Coder (Version 3)(樋口, 2017)を用い、タイトル類出語、複合語を検索、共起ネットワークを作成するとともに、内容分析を行い課題を明らかにした。

第一、第二の調査結果をもとに、学校教育におけるケア学習の視点を析出した。

3 結果及び考察

(1) イギリスにおける第二次世界大戦後の社会保障政策の変遷とケアラーの登場

The National Archives, 国立社会保障・人口問題研究所『海外社会保障研究』を参考に、第二次世界大戦後のイギリスの社会保障政策を概観する。

第二次世界大戦中の1942年に発表された「社会保険及び関連サービス—ベヴァリッジ報告」

(Beveridge, 1942=2014) では、社会保険、任意保険、国民扶助を組み合わせた社会保障計画が提言された。これを受けて1946年には「国民保健サービス法」(National Health Service Act)、そしてベヴァリッジを支持するケインズの考え方を取り入れた「国民扶助法」(National Assistance Act)が1948年に成立した。こうして第二次世界大戦後、医療費無償化の「国民保健サービス (National Health Service : NHS)」^{*1} や救貧制度など全国民に最低限度の生活を保障する「ゆりかごから墓場まで」といわれる社会福祉体制が確立された。

第二次世界大戦後の産業化は拡大家族を崩壊させ核家族化を進めたが、1962年の65歳以上の高齢者を対象にしたイギリス・アメリカ・デンマーク3か国別・社会階層別調査 (Shanas, 1967) では、3か国による差異があるが、イギリスでは高齢者の親から成年に達した子どもへ、また成年に達した子どもから高齢者の親へという相互援助がみられた。つまり少なくとも1960年代までは親族のネットワークがケアの基盤になっていたということである。

1960年代後半には子どもの貧困問題から家族手当の引き上げをめぐる、社会保障制度の「普遍性の原則 Universalism」と「選別性の原則 Selectivity」で議論が起これり、財政支出削減に移行していく (田中, 1968ab)。1968年には「シーボーム報告」が提出され、地方公共団体による社会福祉サービスの方向性として、児童、高齢者、障害者など分野別の福祉サービスを統合し、地方に Unified service department を設置する提言であった。その部局では、ケアを必要とする人を見つけ出し助けるだけでなく、地域社会の福祉のためにできるだけ多数の人たちが相互にサービスを与え、かつ受けるようになることが目的であった (National Council of Social Service, 1968)。つまり地方分権化の流れであり、コミュニティにおける相互扶助的な社会活動の推進を意味する。1969年「エイブス報告」ではボランティアの役割が記された。1970年には「地方自治体社会サービス法」や「慢性疾患及び障害者法」などコミュニティケアが推進された。

オイルショックによるイギリス経済の衰退を受けて、1978年「ウォルフエンデン報告」(The Future of Voluntary Organization) では、公的機関による福祉の縮小とともに、ボランティア組織の役割強化にみられる民間非営利団体の役割を位置づけた。福祉多元主義のはじまりである。その一方で1979年に成立したサッチャー政権は「小さな政府」をめざし、規制緩和と国家による福祉や公共サービスの縮小を行った (森嶋, 1988)。1982年「パークレイ報告」(Social Workers: Their Roles and Tasks) では、コミュニティを基盤としたカウンセリングと社会的なケア計画を統合したコミュニティソーシャルワークが提唱された。1988年「グリフィス報告」(Community Care: Agenda for Action) では、コミュニティケアを病院や施設だけでなく在宅にまで展開し、できるだけ個人とそのケアラーの近くに置かれることが示された。またストレ

スに苦しむ家族のプレッシャーを緩和することや家族の国内旅行を援助することなどのケアラー支援についても言及された。これに基づいて、1990年「国民保健サービス及びコミュニティケア法」(National Health Services and Community Care Act)が成立し福祉政策の大転換が図られた。施設中心のサービスから在宅のコミュニティサービスへの転換であった。地方自治体が必要なサービスを多様な主体から購入し、サービスを提供することをめざした。即ちサービス利用者が生活をコントロールできることが前提になると考えられる。

次にケアラーの出現をみると、「ケアラー carer」という用語はブラックスター(1976)が最初に用い、政府では1985年から表された(三富, 2008)。コミュニティケア推進の中で、ケアラー関連法をNPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジン(2012)をもとに次に示す。1995年「ケアラーの承認およびサービスに関する法」(The Carers (Recognition and Services) Act)が制定され、ケアラーのニーズについてアセスメントが導入された。1997年にブレア政権が発足すると、「第三の道」(Giddens, 1998)であるコミュニティケアとともにボランティアやコミュニティの役割が重視された。またケアラーが介護役割を担うことができるように援助したり、ケアラーの人権を認めサービスを提供することを目的にした1999年「ケアラーのケア：ケアラーのための全国戦略」(Caring about carers; A national Strategy for carers)が発表された。地方自治体にはケアラーに対して必要な情報や支援をしたり、ケアラーの困難をアセスメントするなどの義務が課せられ、ケアラーに対しては様々な支援を受ける権利が明記された(三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2019)。2000年には「ケアラーと障害児に関する2000年法」(The Carers and Disabled Children Act 2000)が成立し、各地方自治体にケアラー支援の権限が付与された。引き続き「ケアラーの均等な機会に関する2004年法」(The Carers (Equal Opportunities) Act 2004)ではアセスメント請求権をケアラーに知らせることを自治体の責務とした。ケアラーの基本的権利の擁護という視点を含み、ケアラーを就業や就学などのニーズを持つ個人と認めた。「21世紀の家族と地域の中心に位置する介護者—あなたのための介護システム、あなた自身の生活—(2008年戦略)」(Carers at the heart of 21st century families and communities: a caring system on your side, a life of your own)では、ケアラーが被介護者の日常生活上の援助を継続的に担うことができるだけでなく、自らの生活を営めることをケアラー支援の目的とした。2009年「認知症とともに良き生活を送る：認知症国家戦略」(Living well with dementia: A National Dementia Strategy)では、早期診断・早期支援のほか、ケアラー支援の強化が示された(西田, 2015)。2014年「子どもと家族に関する法律」(Children and Families Act 2014)や「ケア法」(Care Act 2014)により、ヤングケアラーに「支援を受ける権利」を認め、地方自治体に対してヤングケアラーを特定し、適切な支援につなげ

ることを義務づけた。こうして地域においてレスパイトケアや情報提供など様々なサービスが提供される仕組みができた。しかし最低賃金制度の導入などの就労支援や子どもの貧困対策などであり、ケアラーではなく稼ぎ手としての支援であったため、民間委託による保育サービスの質等のケアサービスの低下が起こった。現在コロナ禍でDVや虐待の増加がみられ、今後の福祉政策に注視したい。

小括すると、戦後の福祉政策は「ゆりかごから墓場まで」といわれた時代から、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉などを統合し、コミュニティにおける福祉多元主義へと移行させた。同時にケアを必要とする人の支援だけでなく1995年にはケアラーに対して、2014年にはヤングケアラーに対して法的に人権保障がなされた点で評価されるが、家族介護を前提としたものであることがわかった。当事者が声をあげればニーズに応えやすい反面、財源難という不安定さの中で、多様な組織への応答の厄介さ、支援の質の低下、そしてケアされる人にもケアする人にも声を上げられない人たちには十分な支援が行き届かない可能性があることが考えられた。

(2) イギリスを主としたヤングケアラー概念とヤングケアラーに対する教育の位置づけ

世界ではじめてケアラーが法的に位置づけられたことを前節で確認した。ここではヤングケアラー概念とヤングケアラーに対する教育の位置づけを検討する。

Bilborough (1993) や Aldridge ら (1993), Dearden ら (1995), Becker ら (1998) はヤングケアラーの実態調査を行い、今後の高齢者の増加や世帯人員の減少等より、ヤングケアラーの増加を予想し支援を求めた。こうした研究結果が発表される中で、イギリス国内ではヤングケアラーの存在が認知され、国連の「子どもの権利条約」(1989年国連採択・1991年イギリス批准)を背景に、ヤングケアラーへの支援の必要性が認識された。「1995年ケアラー法(承認とサービス)」においては、ケアラーとは「年齢に関係なく、相当量のケアを恒常的に提供している、あるいは提供しようとしているすべての人々」(ケアラー概念に関する箇所を筆者下線:以下同様)であると定義された。Becker ら (2000) はヤングケアラーとは「家族のケアや援助、サポートを行っている、あるいは行おうとしている18歳未満の子ども」とした。ここでヤングケアラーとは、家族のためにケアする18歳未満の子どもを指した。「2014年子どもと家族に関する法律」ではヤングケアラーの定義は「他の人のためにケアを提供している、または提供しようとしている18歳未満の者。ただしケアが契約に基づく場合、ボランティア活動として行われる場合は除く」とされ、ヤングケアラーを要支援児童として法的に位置づけた。また対象外となる18歳以上のケアラーに対しても、適切な支援を実施することが記された。Becker ら (2000) よりもケアする対象者を幅広く捉えたことがわかる。しかしNHSでは

ヤングケアラーとは「慢性的な病気や障害、精神的問題やアルコール・薬物依存などを抱える家族の世話をしている 18 歳未満の子どもや若者」と定義された (NHS, 2018)。下線部が示すようにケアラーは「家族の世話」なのか「他の人」にまで広げるか、「18 歳未満」なのか「18 歳以上」なのか、世話を「行おうとしている」人も含むのか「している」人のみか、その範囲は同一ではないことが明らかになった。

ヤングケアラー認知推進研究者がいる一方で、Keith ら (1995) はヤングケアラー概念に疑義を呈した。調査対象者が少ないことや、ケアを必要とする人に対して国による公的サービスが行き届いていれば、家族がケアをする必要もなくヤングケアラーの存在は消滅するというものであった。即ち問題を抱える人へのサービスを充実させるべきであるという主張である。さらに Newman (2002) はケアを必要とする人の問題には病気そのものだけでなく障害者差別や貧困、多文化的差別等の社会的排除があることを指摘した。ヤングケアラー提唱の研究者も反対の研究者も、いずれの主張も社会保障政策の課題を浮かび上がらせたのである。確かにケアされる人の支援がおざなりになるのは本末転倒であるが、子どもによる過度なケアが問題となっている現在、子どもの権利に則りヤングケアラーへの支援は明らかに必要であろう。同時にケアを必要とする人への支援も必須であると考えられる。

このようにイギリスにおけるヤングケアラー概念は法的な人権保障がされたが、医療支援の現場では特定の病気をもつ家族へのケアに限定的に範囲を狭め、またヤングケアラーの背景にある差別や貧困などによる社会的排除を不透明化させていたことがわかった。ヤングケアラー概念に一考の余地があるといえる。

次にヤングケアラーに対する教育についての位置づけを確認する。

戦後のイギリスでは 1944 年「教育法」(Education Act 1944 通称：バトラー法) に基づき、地方教育当局 (Local Educational Authority) が教育全体に責任を負い、具体的な教育内容は実質的に学校現場に委ねられていた。しかし 1970 年代後半からの「イギリス病」といわれる経済の停滞や社会の活力低下が表面化し、1988 年「教育改革法」によりナショナルカリキュラムができ、経済的競争力強化という経済政策の一環、雇用政策としての教育に変容した。

1994 年ユネスコとスペイン政府が開催した国際会議で採択された「サラマンカ宣言」(Salamanca Statement on Principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action) ではすべての人のための教育 (Education for All) 実現のためにインクルーシブな教育 (inclusive education) が提案された。障害のある子どもだけでなく「特別な教育的ニーズ」(Special Education Needs : SEN) のあるすべての子どもの教育権保障であった。この宣言文では「インクルージョン」と「参加」こそが人の尊厳や人権の享受と行使に

とって必要不可欠とした。様々な学習スタイルや学習の速度について調整をしながら、また適切なカリキュラムと編成上の調整、指導方略、資源の活用、地域社会との協力を通じ、すべての子どもたちに対し、質の高い教育を保障しながら生徒の多様なニーズを認識し、それに応じなければならないことが提言された。その際、すべての学校内で出会う様々な特別なニーズにふさわしい様々な支援やサービスがなければならないとした。「すべての子どもたち」には「障害児や英才児、ストリート・チルドレンや労働している子どもたち、人里離れた地域の子子どもたちや遊牧民の子子どもたち、他の恵まれていないもしくは辺境で生活している子どもたち」も含まれた。つまりヤングケアラーもここに位置づく。単なる統合教育（integrated education）ではない公平観があるインクルーシブ教育といえる。これを受けて、ユネスコでは2005年“Guideline for Inclusion — Ensuring Access to Education for All —”を公表し、多様な学習者の学びのニーズに応えるような教育システムや環境を見い出す努力に言及した。さらに2006年「障害者権利条約」第24条では「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者とが共に学ぶ仕組み」と定義された。障害者の教育の権利を守るために24条第2項には「合理的配慮」の提供も示された。

イギリスでは、1979年「ウォーノック報告」や1994年「サラマンカ宣言」を受けてインクルーシブ教育への機運が高まり、1995年「障害者差別禁止法」が制定された。続いて2001年「特別な教育的ニーズと障害者法」が制定され、教育における合理的配慮が明記された。Norwichら（2007）はニーズの捉え方を共通のニーズとグループに特異的ニーズ、個々人のユニークなニーズの3つを挙げ、個々人を尊重したうえでインクルーシブな教育をしなければならないことを提案した。しかし1997年に誕生したブレア政権ではインクルーシブな社会に向けた教育政策を掲げたが、市場に適応できる人材育成が主であり、それが通常学級でのみ教育を受ける権利へと変容した。こうしたインクルーシブ教育の変容をWarnock（2012）は批判した。Norwichはインクルーシブ教育の実現には、基本的に国または地方レベルの相互補完的協力的なシステムの必要性を示し、平等、連帯、個人の尊重などの多元的価値観に立つことを主張した（Warnockら、2012）。新井（2013）は2004年時点で学習への参加を高めるためにカリキュラムを調整している学校は少なかったことを明らかにし、物理的なバリアを取り除くだけでなく、学習参加を促すためにスタッフの養成や効果的な教授・学習を展開できる授業方法の開発の検討が必要であることを指摘した。

国連「持続可能な開発のためのアジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）は2015年に採択され、「誰一人取り残さない」（No one will

be left behind) を理念とした。目標4(教育)ではすべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進することである。即ちダイバーシティ&インクルージョン教育の実現を目指しているということであり、ヤングケアラーにも公正な質の高い教育を提供しなければならないということである。

イギリスでは現在、学校において教職員やソーシャルワーカーがアセスメントシートを使い児童・生徒に聞き取りを行い、ヤングケアラーを見落とすことがないようにしている。また国から資金提供を受けている団体がヤングケアラーの放課後の交流場を設けたり、介護サポートにつなぐ団体もある。イングランドとウェールズでの義務教育期間は5歳から16歳までで、初等教育(5歳から11歳まで)と中等教育(12歳から16歳)である。16歳から18歳は教育あるいは訓練に従事することが義務付けられているため、実際の離学年齢は18歳である(文科省, 2019)。そのなかで、「学習における困難さ」(learning difficulties)により異なる支援がある。通常の学校の中で、ステートメント(=学習の困難さが大きい子どもに発行される認定証)はないが特別の教育的ニーズのある子どもに対して、校内の体制を整備する教員であるSENコーディネーターと段階的な教育的な手立てを用意するスクールアクション、スクールアクションプラスがある。ここに学習遅滞のヤングケアラーも位置づく。

2011年の国勢調査(Census, 2013)ではイングランドとウェールズのヤングケアラーは177,918人で、2001年に比べ18.7%増加した。現在イギリス国内にはおよそ100万人いると推計されているが、支援に繋がっているのは5万人程度といわれる(Becker, 2021)。ヤングケアラー当事者がケアをしているという自覚がなければサポートにはつながらない。貧困や階層間差別、人種差別等により言い出しにくい場合もある。また人をケアすることは悪いことではないにもかかわらず、ケアを必要とする人が「子どもにケアさせる人(親)」と言われ批判されることが予想されれば、ヤングケアラーは親を庇い語らないだろう。即ちイギリスにおけるインクルーシブ教育はヤングケアラー支援を担っているとは言い難かった。ヤングケアラー自らが語れる環境とヤングケアラーへの個別最適な学びを保障していく必要がある。

2021年オンラインで行われた第3回国際ヤングケアラー国際会議(The 3rd International Young Carers Conference, Nka (The Swedish Family Care Competence Centre), Linnaeus University and EURO CARERS European Association)におけるテーマは“IDENTIFY, SUPPORT, AND LISTEN TO YOUNG CARERS”であり、ヤングケアラーを見つけ出し、サポートし耳を傾けることであった。つまり、国際的にもヤングケアラーについては、ヤングケアラーを表面化させ可能性を引き出すための支援に重点が置かれているといえる。

小括すると、イギリスのヤングケアラー概念は批判があるものの家族や他の人のためにケア

している子どもで原則 18 歳未満とされ、それが 18 歳以上にも拡張され、法的な人権保障がなされるものに変遷していた。しかし現状は潜在的なヤングケアラーが存在し、法的な人権保障の反面、家族介護を前提として差別や貧困問題、財源難を不明瞭にした。家族介護を前提にした社会保障政策そのものの改変も視野に入れ、ケアを必要とする人に対する支援を疎かにしてはならないことが示唆された。また教育面では、ヤングケアラーは「特別な教育的ニーズ：SEN」のある子どもとして位置づくが、経済競争力強化のための将来の労働力育成に重点が置かれた教育政策の中で十分な教育がなされているとは言い難かった。学校教育の中ではカリキュラムの調整や授業方法の開発、地域社会との連携、個別最適な学びの保障の必要性が示唆された。そもそも潜在的ヤングケアラーを表面化させるヤングケアラーの定義及び範囲について、世界全体で議論し再考していかなければならないのではないだろうか。

(3) 日本におけるヤングケアラー

日本では「児童福祉法」「母子保健法」「教育基本法」「少年法」など子どもに関わる個別対応の法律はあったが、「子どもの権利条約」(1989 年採択, 1994 年日本批准)の理念に則り、2009 年「子ども・若者育成支援推進法」が公布された。子ども・若者をめぐる環境の悪化を踏まえ、社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援について国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本事項を定めたものである。ただし年齢については定められていない。これに基づいた推進大綱では、2010 年第 1 次子ども・若者育成支援推進大綱と 2016 年第 2 次子ども・若者育成支援推進大綱にはヤングケアラーに関する文言はないが、2021 年第 3 次子ども・若者育成支援推進大綱には子ども・若者を取り巻く状況の中に、虐待、貧困、ひきこもりとともにヤングケアラーが表された。ヤングケアラー支援が端緒についたと考えられる。また 2016 年「児童福祉法改正」で、子どもの意見の尊重や子どもの最善の利益の優先が明記された。

国連では 1994 年「サラマンカ宣言」、2005 年「ユネスコガイドライン」によってインクルージョンの対象は障害だけでなく、学習困難や経済的、民族的、文化的に学校教育から排除されている子どもたちを含むことが記された。日本では 2007 年学校教育基本法改正により特殊教育から特別支援教育への転換が図られ、障害者権利条約批准に向け日本におけるインクルーシブ教育の解釈が進められた。2012 年中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、障害のある子どもとない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、多様で柔軟な仕組みを整備することが示された。通常

学級、特別支援学級、特別支援学校などの連続性のある多様な学びの場が求められた。合理的配慮については障害のある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校が必要かつ適切に調整を行うことであった。ここでのインクルーシブ教育は「サラマンカ宣言」に述べられた子どもたちから障害のある子どもたちの教育に矮小化された。インクルーシブな教育を障害児だけに特化してしまうことは今後ますます増加が見込まれるヤングケアラーや外国籍の子ども、移民・難民、あるいは不登校の児童生徒を排除することになるのではないだろうか。多様な子どもがそれぞれ生き生きと学べる学校がインクルージョンであるならば、通常学級でも、特別支援学級でも、特別支援学校でもそれぞれの立場を尊重しつつ、改めてインクルーシブ教育の対象を再考する必要がある。

日本ケアラー連盟では、ヤングケアラーとは「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」と定義し、ケアが必要な人は、「障がいや病気のある親や高齢の祖父母、きょうだいや他の親族の場合もある」とした。澁谷(2018)はイギリスを参考に子どもや若者と介護の実態を明らかにし支援策を提案した。今後さらに平均寿命が延びてくればケアを必要とする人も増える見通しで、世帯人員の縮小化やひとり親家庭の増加、共働き家庭の増加によりヤングケアラーの増加も予測される場所である。それ故イギリスにおいてはヤングケアラー支援が法的に整えられていたが、日本では未だ整備されていない。2020年全国ではじめて埼玉県が「ケアラー支援条例」を成立させ、続いて2021年には北海道栗山町、三重県名張市において成立した。ここでケアラーとは「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をいい、ヤングケアラーは「18歳未満のケアラー」と定義された。2020年に厚生労働省・文部科学省によって行われた全国規模のアンケート調査では、ヤングケアラーについて法令上の定義はないとしながら、一般に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童」とした。2021年に公表された調査結果では、中学生5.7%、全日高校生4.1%、定時制高校生8.5%、通信制高校生11.0%がヤングケアラーであった(三菱UFJリサーチ&コンサルティング, 2021)。また「相談した経験がない」という生徒は中学生67.7%、高校生64.2%で、その理由として「誰かに相談するほどの悩みではないから」が最も多く、次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」という回答だった。ヤングケアラーにとってケア行為が当たり前になっていることや、相談しても状況が変わらないと諦めていることが窺えた。ヤングケアラー支援には厚生労働省と文部科学省との連携のもと、「早期発見・把握」「相談支援・福祉サービスへのつなぎ、スクールソーシャル

ワーカー等を活用した教育相談」「社会的認知度の向上」等が挙げられた（厚生労働省・文部科学省，2021b）。2022年度から予算事業として全国の自治体での取り組みがされる予定である。しかし宮川・濱島（2019）は高校生への質問紙調査を行い、ヤングケアラーはケアを要する家族がいることを隠そうとする場合があること、家族のケアを担っている高校生は、自分自身をヤングケアラーだと認識していない場合があることを明らかにした。換言すれば全国調査も実態よりも少ない可能性が高く、ヤングケアラーの認知度を高めるためにも、学校教育でケアとは何かを学ぶ必要があると考えられる。

日本におけるヤングケアラー研究では、1996年に保健福祉学分野においてはじめて登場し、2018年以降は年間10本以上になったが、実態調査と支援策に関する研究がほとんどであった（齋藤ら，2021b）。また自身がヤングケアラーであることに気づいていない時に、他者との対話によってケアラーとしての気づき・認識が起こったことが明らかにされた（齋藤ら，2021b）。ヤングケアラーとしての気づきを促す対話型学習とともに、ヤングケアラーと申し出ることに違和感や恥ずかしさを感じずにすむような環境を整えなければならないだろう。片田江（2010）は家庭科におけるケアについて学ぶ家族分野の学習において、教師が様々な家庭環境に配慮し誰一人傷つけないようにしようと恐怖心を抱いていることを明らかにした。誰一人傷つかないように配慮することは教室にいる様々な背景をもつ生徒を思う教師の優しさである半面、当事者性を避け生徒が自分事にできない授業に陥る面もある。教師もまたケアされケアしているという当事者性を生徒に示し、語り合い聞き合うことが必要ではないだろうか。

小括すると、日本における法令上のヤングケアラー概念は埼玉県の条例が初で、日本全体にヤングケアラーの人権保障が行き渡っているとはいえなかった。イギリス同様隠れたヤングケアラーがおり、ヤングケアラー概念の見直しと法的整備、学校教育上のヤングケアラーの位置づけを確立させることが求められる。またヤングケアラーであることへの気づきにはヤングケアラー周知と他者との対話ができる環境、ケアを考える学習が必要であることが示唆された。

(4) 日本におけるケア教育研究の動向

前節よりヤングケアラーへの気づきにはケアに関する教育の重要性が示唆された。そこで日本におけるケア教育研究の動向を探るため、国立情報学研究所の学術情報データベースであるサイニエーの論文検索サイト：CiNii Articles を使用し、「ケア教育」「ケアリング教育」「ケア学習」のキーワードでそれぞれ検索し、タイトル、雑誌、抄録について検討した（最終入手日：2021年8月20日）。

その結果、2021年8月20日現在「ケア教育」503本、「ケアリング教育」33本、「ケア学習」

20本であった。キーワード「ケア教育」では1980年にプライマリ・ケア教育に関する論文が初出, 「ケアリング教育」では2000年に看護の臨床実習のための教育が初出, 「ケア学習」では1995年看護学生のターミナルケア学習に関する調査が初出であり現在に至る。

「ケア教育」論文について計量テキスト分析ソフト KHCorder (Version 3) により分析したところ, タイトルの総頻出語数 10755 語で, 総複合語数 499 語のうち頻出複合語を抽出すると, 「緩和ケア教育」が最も多く, 次いで「緩和ケア」「ターミナルケア教育」「セルフケア教育」「プライマリ・ケア」と続いた(表1)。緩和ケアは医学的な観点からの身体的なケアであり, ターミナルケアは医療・看護・介護の連携によるケアである。セルフケアは健康を増進し, 病気の予防, 健康の維持, 病気や障害に対応する個人, 家族, コミュニティの力を手助けするものである(日本 WHO 協会)。プライマリ・ケアは身近な総合的医療のことである。こうした頻出

表1 キーワード「ケア教育」論文タイトルにみられる頻出複合語

キーワード「ケア教育」タイトルに見られる頻出複合語	出現語数
緩和ケア教育	30
緩和ケア	22
ターミナルケア教育	21
セルフケア教育	20
プライマリ・ケア	20
看護学生	13
卒後緩和ケア教育	13
医療的ケア	12
看護師	9
継続看護	9
口腔ケア教育	9
メンタルヘルス対策	8
保健福祉医療看護	8
ケア教育	7
継続ケア教育	7
口腔ケア	7
大学病院	7
糖尿病患者	7

表2 キーワード「ケア教育」にみられる上位19雑誌名

キーワード「ケア教育」にみられる雑誌名	出現語数
地域と住民：コミュニティケア教育研究センター年報	107
医学教育	33
緩和ケア	16
がん看護	8
死生学研究	8
新潟医学会雑誌	8
臨床看護	8
日本看護研究学会雑誌	6
労政時報	6
看護教育	5
呼吸器ケア	5
心身医学	5
母性衛生	5
エキスパートナース	4
地域ケアリング	4
日本医療薬学会年会講演要旨集	4
日本看護学会論文集	4
日本内科学会雑誌	4
理学療法学	4

学校教育におけるケア学習プログラムの視点

複合語の抽出と抄録を検討した結果、看護や医療、介護における研究が多いことが確認された。

「ケア教育」論文を掲載した雑誌は全 179 雑誌あり、その内上位 19 社を表 2 に示す。雑誌名『地域と住民：コミュニティケア教育研究センター年報』が最も多く、これは名寄市立大学コミュニティケア教育研究センターの年報であり、コミュニティケア教育研究センターでは社会連携・社会貢献の基盤整備・充実とともに、教育・実践・研究の橋渡しにより教育活動の充実を支える組織とある（名寄市立大学 HP）。つまり、看護や社会福祉と地域との連携による研究である。次いで『医学教育』『緩和ケア』など医学、看護学領域の雑誌が続き、死と死生観について研究する『死生学研究』や労務行政を研究する『労政時報』などがあつた。要するに、看護・医学系雑誌が圧倒的に多いが、死生学や労務行政の雑誌もあることが確認された。

キーワード「ケア教育」の論文 503 本のタイトルによる共起関係上位 30 語、最小出現語数 30 語による共起ネットワークでは、4つのまとまりができた（図 1）。

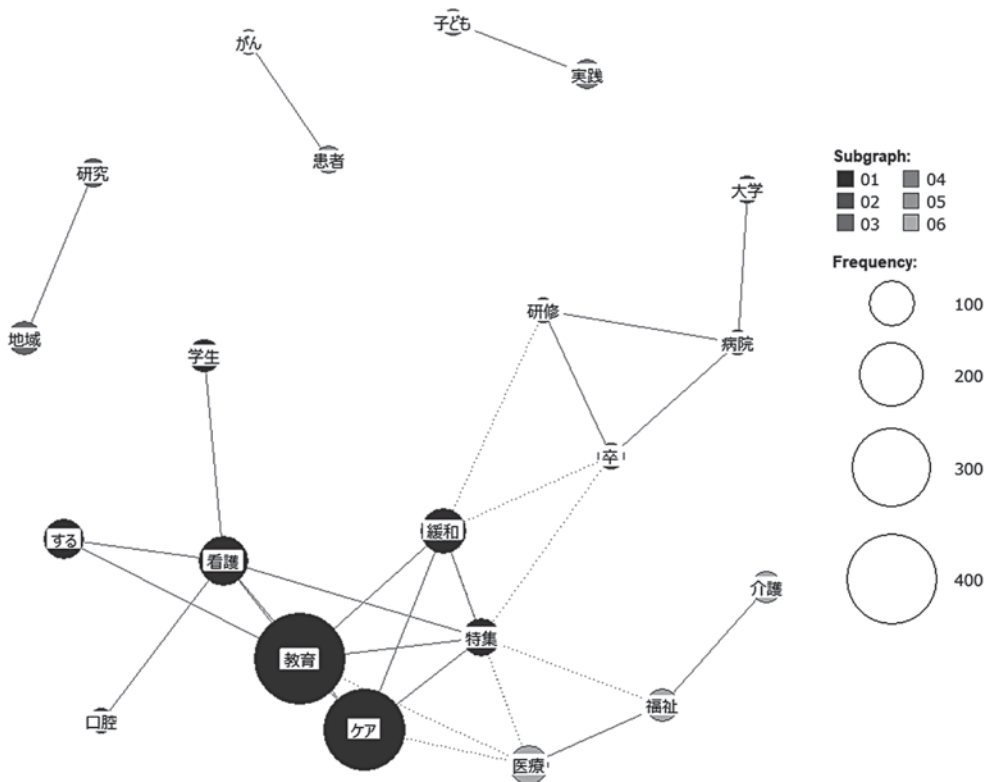


図 1 キーワード「ケア教育」タイトル上位 30 語による共起ネットワーク

第1のまとめりでは、まず最も多い頻出語「教育」と次に多い「ケア」で強い繋がりがあった。「教育」では「ケア」及び「看護」と強い繋がりをもち枝分かれし、「教育」と「緩和」、「教育」と「する」が繋がった。「看護」は「学生」「する」「口腔」に枝分かれした。「ケア」を中心にみていくと、「ケア」と「緩和」「特集」が繋がり、「緩和」からは「研修」と「卒」「病院」が繋がり、「病院」は「大学」と繋がった。「ケア」と「医療」は弱い繋がりで、「医療」は「福祉」「介護」と繋がった。つまり、ケア教育は看護や緩和ケアと強い繋がりをもち、全体的に医療・福祉・介護と繋がっていることがわかった。

第2のまとめりは「地域」と「研究」であった。地域でのフィールド研究であった。

第3のまとめりは「がん」と「患者」であった。がん患者との関わりに関する研究であった。

第4のまとめりは「子ども」と「実践」であった。子どもとのかかわりに関する実践研究であった。

すなわち、ケア教育は看護を主に、医療、福祉、介護との繋がりがあることが示唆された。

次にキーワード「ケアリング教育」の抄録を検討すると、33本中、看護学16本、教育学15本、心理学2本だった。教育学分野の内訳は、家庭科教育が最も多く8本、小学校教育2本、総合的学習1本、特別支援教育1本、幼児教育1本であり、このほかケアリング理念2本であった。家庭科教育の題材としては保育や家族関係を主とした学びであった。ケアリング教育でも看護学分野が多かったが、学校教育における学びも表れた。

さらにキーワード「ケア学習」の抄録では、20本中、すべて看護教育としてのケア学習であった。つまり、「ケア学習」は看護の専門職分野における研究であった。

小括すると、ケア教育研究では看護・福祉系の論文が多く、ケアの学びが特定の職種—看護師・医師・介護福祉士等—、またはそれをめざす人への教育になっていることが明らかになった。身体的なケア教育が多かったが、死生学や労務行政からのアプローチによる心理的なケア教育もあり、心身両面からのケア教育の必要性が示唆された。学校教育では家庭科授業におけるケアリング教育がみられたが、ケア教育・ケアリング教育・ケア学習をまとめてケア教育関連とすると、全体（556本）に占める学校教育（13本）の割合は2.3%と低かった。今後の少子超高齢社会を鑑みると、ケア教育関連には看護・医学・介護からのケアを行う専門職育成としてのみならず、アンパイドケアをしているすべての人を対象にした学校教育におけるケア教育の位置づけの確立とケア学習の充実が課題であることが明らかになった。看護師・介護福祉士などの専門家と地域との連携を図りながら実践的・体験的な学習活動をとおして心身両面のケアについて考え、地域社会に参画していくことは学習指導要領にも則った協働的な学びとなるだろう。

(5) ケア概念から捉え直すヤングケアラーとケア学習の視点

齋藤ら（2021）によれば、ケアとはヴァルネラブルな存在である人の身体的かつ情緒的要求に応じ配慮する相互行為のことである。ケアは通常の日常生活の中で誰もが行う配慮・気遣いであり、人間の普遍的な営みであった。ケアには向社会性・共感性を持つ人間本来の営みであるとともに、軋轢や葛藤、重荷などのジレンマをもち、さらにケアに対する低賃金や無償労働に対する見下しなど社会構造上の問題を併せ持つ複雑で多義性のあるものであった。即ち自分自身の中にも多義性・多様性をもつということである。キティ（1999）が「みな誰かお母さんの子ども」だったことを指摘したように、ケアは誰もが一生のうちに受けているものであり、誰もが誰かを気づかい配慮する行為を行うことがあるという意味で、誰もがケアに当事者性を持たなければならない。ヤングケアラー概念については可哀そうな特別な子どもとするのではなく、すべての人がケアラーであることを前提にしなければならないだろう。イギリスでも日本でもヤングケアラーが自身のことをヤングケアラーと認識せずに、あるいは申し出ることができずに支援から零れ落ちていることが指摘された。自身がケアラーであることに気づかせる教育が求められる。またケアの多義性を踏まえ、過度なケアを担っている場合には支援を申し出たり支援を受けたりすることは恥ずかしいことでもないし、親を傷つけることでもないという認識に転換していく必要があり、自分事としてケアの多義性、自身の多様性への気づきを促すケア学習が望まれる。多様な社会的背景を踏まえてすべての人がケアしケアされる当事者であること、ケアが単に向社会性、共感性、思いやり、自己成長だけではなく困難や葛藤、社会構造的な問題があることに気づかせることは公的支援を求める行動にも繋がるだろう。

ノディングス（1992=2007）は教育が人間の幸福を目的とするならばケアリングを中心に学校教育を再構成すべきであると主張した。佐藤（2021）は新型コロナ・ポストコロナ時代の教育について *sharing, caring and learning community* を推進する子どもの育成に言及した。エcheヴェリアら（2017=2020）はデューイ（2005）やアーレント（1994）を引いて多元的な民主的社会に生きる上で哲学探究の共同体が重要な力を発揮できることを明らかにした。考え、行動し、感じることを循環させながら生きるということである。Philosophy for Children (P4C) は他の人々を考慮し認識的徳を備えた主体の育成に貢献できるとした（ガスパルトゥー、2020）。つまりケアリングと対話が今後の学校教育の鍵となるということである。

ヌスbaum（2006=2012）は「人間は共同生活が不可欠な政治的動物である」ことを根拠に、社会的協働を基礎づけた。ギリガン（1982=1986）は道徳性の発達理論としてケアの倫理を示し、人間関係性の中で相手を大切に思い心配する気持ちで応答しながら変容していくことに価値を見いだした。誰もがケアを必要とする傷つきやすい存在だと認識させ、現代の競争原理や

個人主義に異議を唱えた。品川（2007）は、基本的に対等な関係性の中で正義・平等・公平・権利・自律などの規範が重視され「成熟」を他者からの分離・独立とする「正義の倫理」と、対等ではない関係性の中でケア、相手の必要性に気づく感受性、相手の声に耳を傾ける応答性、自分ができることを行う責任などの規範が重視され「成熟」を他者を気づかい支える能力、相互に助け合って人間関係を維持していく能力とする「ケアの倫理」との編み合わせを主張した。ヨナス（1979=2000）は未来世代や他の生物種が存続するよう配慮する責任が現代世代にあるとした。ケアの多義性や自身の多様性に着目すると、人間は常にケアの倫理だけで行動するわけではなく、また正義の倫理だけで行動するわけでもなく、その場に応じた対応を考えると考えられる。つまり正義の倫理で抜け落ちたケアする人に気づかせ当事者であることに気づき語り合えるようにするために、ケアの倫理、徳の倫理、未来倫理、正義の倫理を網の目のセーフティネットにする視点が示唆された。

ケア学習では対話しともに考え、普段の生活の中で誰もが当たり前に行うケア即ち生きることを考える学び、ケアするときもケアされるときも心理的・身体的負担や葛藤があることに配慮し社会的支援を求め社会規範を見直す学び、そして自分らしい生活に向けて行動する学びが期待される。

4 結論

本研究の目的はヤングケアラー概念を整理し課題を探るとともに、ヤングケアラー支援として学校におけるケア学習プログラムに示唆を得ようとするものであった。

ヤングケアラー概念はイギリスにおいて「家族のためにケアや援助、サポートを行っている、あるいは行おうとしている18歳未満の子ども」から、他の人へと広がりを見せつつ人権保障がなされたが、実態としては家族のためのケアラーに限定され、支援がいきわたっているとはいえなかった。日本ではイギリスを参考にし、家族に限定したものではないが法的な人権保障は端緒についたばかりで「大人が担うとされている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童」とされた。全国的な実態調査によりヤングケアラーは社会的存在となってきたが、未だ潜在的なヤングケアラーも指摘され、ヤングケアラー概念は再考の余地があった。

ケア教育関連研究分野では特定の専門職のための学びがほとんどであった。今後の少子超高齢社会におけるヤングケアラーの増加に鑑みて、すべての人を対象とした学校教育におけるケア教育・ケア学習の位置づけが求められた。ヤングケアラー支援には社会の中でケアを必要とする人への支援を前提に、ヤングケアラーの法的な人権保障と社会的排除を踏まえた個別最適

学校教育におけるケア学習プログラムの視点

な支援、学校でのケアに対する当事者性に気づく哲学対話を援用した協働的学習の必要性が示唆された。そして通常学級におけるケア学習の視点として次の6つが挙げられた。

第一に、ケアしケアされることが人間の相互作用であり人間の営みであるという視点である。ケアが身近な人への配慮・気遣いであることを認識すれば当事者性が高まり、さらに自分事として捉えることができヤングケアラーへの気づきに繋がる。

第二に、ケアに対する当事者性を持つことを前提にしたライツベースアプローチの視点である。ケアについてすべての人が当事者であり、すべての児童生徒が「教育的ニーズ」に声を上げ参画していくということである。

第三に、生きることを考えていく視点である。第一に掲げたようにケアが人間の営みとするならば、それは即ち生きていくことであり、生きることを考えていくことが求められる。

第四に、自分自身の多様性を認識し多様性を語り合い闘ぎ合い認め合う視点である。人間には人種、民族、性別、障害等の様々な特性があり一個人の中にも多様性があることへの気づきは、偏見や差別、貧困などの社会的排除をみつめることになり、ヤングケアラーの背景に迫ることができるものと期待される。身体的な特徴だけでなくそれぞれが多様な環境で育ち、多様な考えをもつ人間であることを認識し対話していくことがインクルージョンをもたらさだろう。

第五に、ケアの多義性を考える視点である。ケアには一方で人間の相互作用で共感性や向社会性を育成するものであるが、他方で不安や軋轢、重荷などのジレンマを持ち、さらに社会構造的問題を認識する学びは、自分自身や家族を否定せずに済む。ゆえに自尊感情を保ちつつ社会的支援を求めることができると考えられる。

第六に、ケア学習ではケアの倫理、徳の倫理、未来倫理、正義の倫理を網の目のセーフティネットにする視点である。学校では生まれたときから始まる相互応答的な眼差しをもつケアの倫理（ノディングズ、1992=2007）を中核に、社会的協働を基礎づける徳の倫理（ヌスバウム、2016）、未来の世代や自然環境を守るという未来倫理（ヨナス、1979）、自由・対等な市民と認め合う正義の倫理（ロールズ、1999）とをセーフティネットにすることで、自身の多様性を語り、場に応じて対応することも可能となるだろう。

今後の課題は通常学級におけるケア学習プログラムを開発し実践して検討することである。教育を通じて、潜在的ヤングケアラーを表出させ支援につなげていきたい。

※本研究は、令和2年度～令和5年度科学研究費助成金（基盤研究（C）（一般）研究課題番号20K02773）の助成を受けて行われた。

注

※1 イギリスはイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドからなる連合王国であるが、「国民保健サービス (National Health Service : NHS)」は正確にはイングランドとウェールズの制度である。

文 献

- Aldridge, Jo and Saul Becker. (1993). *Punishing Children for Caring: The Hidden Cost of Young Carers*. *Children & Society*, 7: 4, 376-387.
- 新井英靖. (2013). 英国の障害者差別禁止法とインクルーシブ教育の発展過程に関する検討. 茨城大学教育学部紀要, 第 62 号. pp. 301-312.
- Arendt, H. (1994). 人間の条件. ちくま学芸文庫
- Becker, S., Dearden, C. and Aldridge, J. (2000). *Young carers in the UK: research, policy and practice*, Research, Policy and Planning, Vol. 8, no. 2, pp. 13-22.
- Beveridge, W. (1942=2014). 社会保険及び関連サービス—ベヴァリッジ報告. 法律文化社
- Bilsborrow, S. (1993). 'You grow up fast as well...' *Young Carers on Merseyside*, Health and Social Care, Volume 1, Issue 5, pp. 263-324
- Dearden, Chris and Becker, S. (1995). *Young Carers: The Facts*, Sutton: Reed Business Publishing.
- Brown, B. (2013). 本当の勇気は「弱さ」を認めること. サンマーク出版
- Dewey, J. (1966=1975). 民主主義と教育上・下. 岩波文庫
- Engster, D. (2007). *The Heart of Justice: Care Ethics and Political Theory*. Oxford U.P.
- Fineman, M. A. (2004=2009). ケアの絆—自律神話を超えて. 岩波書店
- Giddens, A. (1998=1999). 第三の道, 日本経済新聞社
- Gilligan, C. (1982=1986). もうひとつの声—男女の道徳観のちがいと女性のアイデンティティ. 川島書店
- Gov.UK. Living Well With Dementia: a national dementia strategy (入手日: 2021 年 8 月 17 日)
- Gregory, M. R., Haynes, J.H, Murris, K. (2017=2020). 子どものための哲学教育ハンドブック—世界で広がる探究学習—. 東京大学出版会
- Griffiths, R. (1988). *Community Care: Agenda for Action*, HMSO
- 樋口耕一. (2017). 計量テキスト分析および KH Coder の利用状況と展望. 社会学評論 68 巻第 3 号. pp. 334-350.
- Health.org.uk. Caring about carers: a national strategy (入手日: 2021 年 8 月 17 日)
- HM Government. Carers at the heart of 21st century families and communities (publishing.service.gov.uk) (入手日: 2021 年 8 月 17 日)
- Keith, L. and Morris, J. (1995). *Easy Targets: A Disability Rights Perspective on the "Children as Carers" Debate*, *Critical Social Policy* 44/45: 36-57.
- 厚生労働省・文部科学省. ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告 (入手日: 2021 年 7 月 30 日)
- Lipman, M. (2003=2014). 探求の共同体—考えるための教室. 玉川大学出版部

学校教育におけるケア学習プログラムの視点

- 三富紀敬. (2008). イギリスのコミュニティケアと介護者—介護者支援の国際的展開. ミネルヴァ書房, pp. 1-52
- 宮川雅充, 濱島淑恵. (2019). ヤングケアラーとしての自己認識：大阪府立高校の生徒を対象とした質問紙調査. 総合政策研究, 59, 関西学院大学 pp. 1-14
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. (2019). ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (入手日：2021年8月6日)
- 三菱UFJリサーチ&コンサルティング. (2021). ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (入手日：2021年8月6日)
- 文部科学省. 2012年中央教育審議会報告. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (入手日：2021年8月7日)
- 文部科学省. 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から, 教育的ニーズに気づき, 支え, つなぐために～平成29年3月. (入手日：2021年8月7日)
- 文部科学省. 諸外国の教育統計 令和3年版. (入手日：2021年7月30日)
- 森嶋通夫. (1988). サッチャー時代のイギリス—その政治, 経済, 教育. 岩波書店
- National Council of Social Service. (1968). *Summary of the Recommendations of the Seeborn Report*.
- Newman, T. (2002). 'Young Carers' and Disabled Parents: Time for a change of direction?. *Disability & Society*. 17(6): 613-625.
- NHK. ヤングケアラー支援の先進地イギリス ソール・ベッカー教授に聞く 2021. (入手日：2021年8月13日)
- NHS. (2018). Being a Young Carer: your rights (入手日：2021年8月9日)
- 西田淳志. (2015). 英国の認知症国家戦略. 国立社会保障・人口問題研究所. 海外社会保障研究, No. 190. pp. 6-13
- 日本WHO協会. セルフケア. (入手日：2021年8月20日)
- Norwich, B. & Lewis, A. (2007). *How specialized is teaching pupil with disabilities and difficulties?*, *Journal of Curriculum Studies*, 39(2), 127-150
- Nussbaum, M. C. (2006=2012). 正義のフロンティア—障害者・外国人・動物という境界を越えて. 法政大学出版局. pp. 184-185
- 齋藤美重子, 佐藤真弓. (2021a). ケア概念およびケアラー研究の現状と課題. 川村学園女子大学研究紀要 第32巻第2号, pp. 61-80
- 齋藤美重子, 佐藤真弓, 叶内茜. (2021年 b). ケア概念と若者のケアラーの実態と課題. 日本家政学会第72回大会研究発表
- Shanas, E. (1967). *Family Help Patterns and Social Class in Three Countries*. *Journal of Marriage and Family*, Vol. 29, No. 2. 257-266
- 澁谷智子. (2018). ヤングケアラー—介護を担う子ども・若者の現実. 中央公論新社
- 田中寿. (1968a). チャイルド・ポバティ. 海外社会保障情報 1号 No. 1, 国立社会保障・人口問題研究所
- 田中寿. (1968b). 苦悩するイギリス社会保障. 海外社会保障情報 4号 No. 4, 国立社会保障・人口問題研究所
- The National Archives. National Health Service and Community Care Act 1990 (入手日：2021年8月17日)
- The National Archives. Carers (Recognition and Services) Act 1995 (入手日：2021年8月17日)

齋藤 美重子

- The National Archives. The Carers (Equal Opportunities) Act 2004 (入手日：2021年8月17日)
- The National Archives. “Children and Families Act 2014” PART 5 Welfare of children, 96.Young carers, (入手日：2021年8月17日)
- The National Archives. “Care Act 2014”, (入手日：2021年8月17日)
- Warnock, H. M., Norwich, B. (2012). イギリス特別なニーズ教育の新たな視点—2005年ウォーノック論文とその後の反響—. ジアース教育社
- Wolfenden, J. (1978). *The Future of voluntary organisations : report of the Wolfenden Committee*. Croom Helm Ltd
- ヨナス, E. (1979=2000). 責任という原理—科学技術文明のための倫理学の試み—. 東信堂